

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

三重県規則第五十八号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(令和3年三重県規則第79号)による改正後

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布します。

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特別養護老人ホーム（第三条―第二十条）

第三章 ユニット型特別養護老人ホーム（第二十一条―第二十八条）

第四章 地域密着型特別養護老人ホーム（第二十九条―第三十四条）

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第三十五条―第三十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 特別養護老人ホーム

（設備の基準）

第三条 条例第四条第一項の規則で定める特別養護老人ホームの建物は、二階建て又は平屋建ての建物であって、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

一 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町にあつては、市町長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第四条第二項の規則で定める特別養護老人ホームの建物は、木造かつ平屋建てであって、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 非常口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難を行うための経路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であつて、かつ、避難訓練を頻繁に実施す

ること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第四条第六項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 地階に設けないこと。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

ヘ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

ロ イに定めるもののほか、前号イ及びハからトまでに定めるところによること。

三 浴室は、介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。

四 洗面設備は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。

五 便所は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。

六 医務室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じ、臨床検査設備を設けること。

七 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）を用いること。

八 介護職員室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ 必要な備品を備えること。

九 食堂及び機能訓練室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

ロ 必要な備品を備えること。

十 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）

は、三階以上の階に設けないこと。ただし、次のイからハまでのいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

イ 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第三項に規定する特別避難階段をいう。以下同じ。）を二以上（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段（同条第二項に規定する避難階段をいう。以下同じ。）を設ける場合にあっては、一以上）設けること。

ロ 三階以上の階にある居室、静養室等及び当該居室、静養室等と地上とを結ぶ廊下

その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。

ハ 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。）により防災上有効に区画されていること。

十一 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下（廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。）にあっては、二・七メートル以上）とすること。

十二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

十三 廊下及び階段には手すりを設けること。

十四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

十五 居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（職員の基準）

第四条 条例第五条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 施設長 一人

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

四 介護職員又は看護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（特別養護老人ホームの当該職員の勤務延べ時間数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該特別養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

（１）入所者の数が三十を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、一以上

（２）入所者の数が三十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、二以上

（３）入所者の数が五十を超えて百三十を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、三以上

（４）入所者の数が百三十を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

五 栄養士 一人以上

六 機能訓練指導員 一人以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に特別養護老人ホームを設置する場合又は休止後に再開する場合にあっては、推定数によるものとする。

3 第一項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

4 第一項第四号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第六号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

6 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合は、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(施設の運営についての重要事項)

第五条 条例第七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、数及び職務の内容
 - 三 入所者の処遇の内容及び費用の額
 - 四 施設の利用に当たっての留意事項
 - 五 緊急時等における対応方法
 - 六 非常災害対策
 - 七 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
- (記録)

第六条 条例第九条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 処遇計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 条例第十二条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第十九条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
(条例第十四条第二項の規則で定める規定)

第七条 条例第十四条第二項の規則で定める規定は、第十一条から第二十条までの規定とする。

(衛生管理等)

第八条 条例第十六条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号)に沿った対応を行うこと。

(事故の発生又は再発防止のための措置)

第九条 条例第十九条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的開催すること。
- 四 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。
- 五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する基準)

第十条 条例第二十条の特別養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、次条から第二

十条までに定めるところによるものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 特別養護老人ホームの設置者は、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

第十二条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって、介護を行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、当該入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームの設置者は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 特別養護老人ホームの設置者は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 特別養護老人ホームの設置者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対して、当該入所者の負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第十三条 特別養護老人ホームの設置者は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第十四条 特別養護老人ホームの設置者は、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は当該入所者の家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第十五条 特別養護老人ホームの設置者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又は当該入所者の家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの設置者は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者と当該入所者の家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第十六条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、当該入所者の心身の状況等に応じ、日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第十七条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者が、病院又は診療所に入院する必要

が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及び当該入所者の家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入所者が退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(勤務体制の確保等)

第十八条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第十九条 特別養護老人ホームの設置者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めておかななければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第二十条 特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三章 ユニット型特別養護老人ホーム

(設備の基準)

第二十一条 条例第二十三条第三項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(2) 地階に設けないこと。

(3) 居室の一室の床面積は、十・六五平方メートル以上（条例第二十三条第二項ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上）とすること。

(4) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(5) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(6) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるよう

にすること。

(7) 必要に応じ、入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(8) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 地階に設けないこと。

(3) 共同生活室の一室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(4) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。

ニ 便所 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。

二 浴室は、介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。

三 医務室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じ、臨床検査設備を設けること。

四 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

五 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けないこと。ただし、次のイからハまでのいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

イ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

ロ 三階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該ユニット又は浴室と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。

ハ ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

六 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

七 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

八 廊下及び階段には手すりを設けること。

九 階段の傾斜は、緩やかにすること。

十 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（施設の運営についての重要事項）

第二十二條 條例第二十四條の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、数及び職務の内容

- 三 入居定員
- 四 ユニットの数
- 五 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
(その他運営に関する基準)

第二十三条 条例第二十八条のユニット型特別養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、次条から第二十八条までに定めるところによるものとする。

(介護)

第二十四条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって、介護を行わなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二十五条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者が、その心身の状況に応じてできる限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第二十六条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活

動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入居者又は当該入居者の家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者と当該入居者の家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
(勤務体制の確保等)

第二十七条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員の配置を行わなければならない。
 - 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(準用)

第二十八条 第三条第一項及び第二項、第六条から第九条まで、第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条並びに第二十条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例」と、第六条第三号中「第十二条第五項」とあるのは「第二十五条第七項」と、第七条中「第十一条から第二十条まで」とあるのは「第二十四条から第二十七条まで並びに第二十八条において準用する第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十条」と読み替えるものとする。

第四章 地域密着型特別養護老人ホーム

(設備の基準)

第二十九条 条例第三十条第三項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

- 一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 地階に設けないこと。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - ハ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ホ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにす

- ること。
- へ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 静養室は、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - ロ イに定めるもののほか、前号イ及びハからトまでに定めるところによること。
- 三 浴室は、介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。
- 四 洗面設備は、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- 五 便所は、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
- 六 医務室は、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
 - ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じ、臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
- 七 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。ただし、サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
- 八 介護職員室は、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 九 食堂及び機能訓練室は、次に掲げる基準を満たすこと。
- イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 十 居室、静養室等は、三階以上の階に設けないこと。ただし、次のイからハまでのいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- イ 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、一以上）設けること。
 - ロ 三階以上の階にある居室、静養室等及び当該居室、静養室等と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。
 - ハ 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 十一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。
- 十二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 十三 廊下及び階段には手すりを設けること。

十四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

十五 居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

十六 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内とすること。

(職員の基準)

第三十条 条例第三十一条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 施設長 一人

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 一人以上

四 介護職員又は看護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（地域密着型特別養護老人ホームの当該職員の勤務延べ時間数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、一人以上とすること。

五 栄養士 一人以上

六 機能訓練指導員 一人以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に地域密着型特別養護老人ホームを設置する場合又は休止後に再開する場合にあっては、推定数によるものとする。

3 第一項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で一以上とする。

4 第一項第四号の介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第四号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で一以上とする。

6 第一項第六号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

7 条例第三十一条第五項の規則で定める事業所は、三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号）第八十八条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この項及び第九項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。第九項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所とする。

8 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

9 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予

防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームには前各項に定める基準により職員を置くものとする。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

- 10 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（その他運営に関する基準）

第三十一条 条例第三十三条の地域密着型特別養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、次条から第三十四条までに定めるところによるものとする。

（介護）

第三十二条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者の自立の支援及び生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって、介護を行わなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、当該入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対して、当該入所者の負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（地域との連携等）

第三十三条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又は当該入所者の家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、前項の報告、評価、要望、助言等につ

いての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

- 3 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(準用)

第三十四条 第二章（第三条第三項、第四条第一項から第六項まで、第十条、第十二条及び第二十条を除く。）の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例」と、第七条中「第十一条から第二十条まで」とあるのは「第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する第十一条及び第十三条から第十九条まで」と読み替えるものとする。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

(設備の基準)

第三十五条 条例第三十五条第三項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(2) 地階に設けないこと。

(3) 居室の一室の床面積は、十・六五平方メートル以上（条例第三十五条第二項ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上）とすること。

(4) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(5) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(6) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(7) 必要に応じ、入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(8) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 地階に設けないこと。

(3) 共同生活室の一室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(4) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 介護を必要とする者の使用に適したものとする。

ニ 便所 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとする。

二 浴室は、介護を必要とする者の入浴に適したものとする。

三 医務室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じ、臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じ、臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

四 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。ただし、サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

五 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けないこと。ただし、次のイからハまでのいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

イ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

ロ 三階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該ユニット又は浴室と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。

ハ ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

六 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・八メートル以上）とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

七 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

八 廊下及び階段には手すりを設けること。

九 階段の傾斜は、緩やかにすること。

十 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

十一 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内とすること。

（その他運営に関する基準）

第三十六条 条例第三十七条のユニット型地域密着型特別養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、次条及び第三十八条に定めるところによるものとする。

（介護）

第三十七条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、介護を適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければ

ならない。

- 6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)

第三十八条 第三条第一項及び第二項、第六条から第九条まで、第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十二條、第二十五条から第二十七条まで並びに第三十三条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十六条において準用する条例」と、第六条第三号中「条例第十二条第五項」とあるのは「条例第三十六条において準用する条例第二十五条第七項」と、第七条中「第十一条から第二十条まで」とあるのは「第三十七条並びに第三十八条において準用する第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十五条から第二十七条まで及び第三十三条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(一部ユニット型特別養護老人ホームに関する経過措置)
- 2 条例附則第九項の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、数及び職務の内容
 - 三 ユニット部分のユニットの数
 - 四 ユニット部分の入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
 - 五 ユニット部分以外の部分の入所者へのサービスの提供の内容及び費用の額
 - 六 施設の利用に当たっての留意事項
 - 七 非常災害対策
 - 八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
- 3 条例附則第十三項の一部ユニット型特別養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、次項から附則第八項までに定めるところによるものとする。
- 4 一部ユニット型特別養護老人ホームの介護は、ユニット部分にあつては第二十四条に、それ以外の部分にあつては第十二条に定めるところによる。
- 5 一部ユニット型特別養護老人ホームの食事は、ユニット部分にあつては第二十五条に、それ以外の部分にあつては第十三条に定めるところによる。
- 6 一部ユニット型特別養護老人ホームの社会生活上の便宜の提供は、ユニット部分にあつては第二十六条に、それ以外の部分にあつては第十五条に定めるところによる。
- 7 一部ユニット型特別養護老人ホームの勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第二十七条に、それ以外の部分にあつては第十八条に定めるところによる。
- 8 第六条から第九条まで、第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例附則第十二項において準用する条例」と、第七条中「第十一条から第二十条まで」とある

のは「附則第四項から附則第七項まで並びに附則第八項において準用する第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十条」と読み替えるものとする。

(一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する経過措置)

9 条例附則第十七項の一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの運営に関し必要な基準は、次項及び附則十一項に定めるところによるものとする。

10 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護は、ユニット部分にあっては第三十七条に、それ以外の部分にあっては第三十二条に定めるところによる。

11 第六条から第九条まで、第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条、附則第二項及び附則第五項から附則第七項までの規定は、一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例附則第十六項において準用する条例」と、第七条中「第十一条から第二十条まで」とあるのは「附則第十項並びに附則第十一項において準用する第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び附則第五項から附則第七項まで」と読み替えるものとする。

(特別養護老人ホームの設備に関する経過措置)

12 平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホームの建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）における第三条第三項第一号ロ及び第二十九条第一号ロの規定の適用については、第三条第三項第一号ロ及び第二十九条第一号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

13 平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第三条第三項第九号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第二十九条第九号イ（食堂及び機能訓練室を合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。

14 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第六項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第三項第九号イ及び第二十九条第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

15 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第三項第九号イ及び第二十九条第九号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を備えること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

- 16 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第三条第三項第十一号、第二十一条第六号、第二十九条第十一号及び第三十五条第六号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。

附 則（平成二十七年三月三十一日三重県規則第四十一号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県規則第二十五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県規則第十四号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十六日三重県規則第七十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第五条（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準規則」という。）第五条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第五条（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十二條（新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第七条、第三十三条、第四十二条、第四十九条、第五十六条、第六十三条、第八十四条、第九十一条、第一百四條、第一百二十條、第一百三十條、第一百四十一條、第一百五十五條及び第一百六十三條、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。）第十条及び第三十四条、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準規則」という。）第十三條及び第三十六條、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。）第十三條、第八條の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第三十四條、第四十三條、第五十條、第五十七條、第七十六條、第八十四條、第九十七條、第一百四條、第一百二十四條、第一百三十五條、第一百四十九條及び第一百五十七條並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療

院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院基準規則」という。）第十三条及び第三十六条の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるとおりとする」とあるのは「次に掲げるとおり（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とし、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるものとする」とする。

（感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練等に係る経過措置）

- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十二条第三号（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第九条第三号、新特別養護老人ホーム基準規則第八条第三号（新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第十一条第三号（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第十四条第三号（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第十四条第三号及び新介護医療院基準規則第十四条第三号（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること」とあるのは「研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 4 この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十三条第五号（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第十条第五号、新特別養護老人ホーム基準規則第九条第五号（新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第十二条第五号（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第十五条第五号（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第十五条第五号及び新介護医療院基準規則第十五条第五号（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「担当者を置くこと」とあるのは「担当者を置くよう努めること」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）

- 5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十九条第三項（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第十五条第三項、新特別養護老人ホーム基準規則第十八条第三項（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十七条第四項（新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準規則第三十三条の二第三項（新指定居宅サービス等基準規則第三十九条において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項（新指定居宅サービス等基準規則第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百一条、第一百一十一条の三、第一百五十五条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。）、第一百十条第四項、第一百三十六条第四項及び第一百四十九条第四項（新指定居宅サービス等基準規則第一百五十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十六条第三項及び第三十九条第四項（新指定介護老人福祉施設基準規則附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十七条第三項、新指定介護予防サービス等基準規則第三十六条の十三第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第四十条において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第九十四条、第一百四条の三、第二百零九条及び第

百二十二条において準用する場合を含む。)、第百条第四項、第百二十七条第四項及び第百四十条第四項(新指定介護予防サービス等基準規則第一百五十三条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 この規則の施行の日以降、当分の間、新特別養護老人ホーム基準規則第二十一条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第四条第一項第四号イ及び第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとし、新特別養護老人ホーム基準規則第三十五条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第三十条第一項第四号イ及び第三十八条において準用する第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この規則による改正前の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十一条第一号イ(4)又は第三十五条第一号イ(4)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

8 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定居宅サービス等基準規則第百二条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新指定居宅サービス等基準規則第八十八条第一項第三号及び第百十条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

9 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この規則による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第百二条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

10 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第三十二条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第三条第一項第三号イ及び第三十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

11 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十二条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

12 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護予防サービス等基準規則第九十五条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新指定介護予防サービス等基準規則第八十一条第一項第三号及び第百条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

13 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第九十五条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

14 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の二(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の二(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の二及び新介護医療院基準規則第二十四条の二(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

15 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の三(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の三(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の三及び新介護医療院基準規則第二十四条の三(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。